

お客さま各位

顧客の受入れに関する方針 ～ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策 ～

当金庫は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」をはじめ、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン（金融庁公表）」や関係法令等を遵守し、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の未然防止に向けた取組みを強化していく方針です。

当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与のリスクが高いと判断した取引については、法令等に則り、速やかに監督官庁への届出を行うとともに、「継続的に取引をモニタリングすること」や「一部お取引を制限すること」が義務付けられております。

また、取引時確認にご協力が得られない場合、取引をお断りすることや一部取引を制限させていただく場合がございます。

お客さまには、何卒、本方針をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和2年1月
さがみ信用金庫

犯罪収益の移転の危険性が高いものとして『疑わしい取引』の届出に該当する取引事例

1. 多額の現金または小切手により入出金を行う取引（特に、顧客属性や取引態様に見合わない場合）
2. 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金または小切手による入出金の総額が多額のもの
3. 架空、他人、または実体がない法人との疑いが生じた口座の利用
4. 匿名または架空と思われる口座名義で送金を受ける口座に係る取引
5. 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
6. 口座開設後、短期間で多額または頻繁な入出金が行われ、その後、解約または取引が休止した口座に係る取引
7. 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引
8. 口座から現金で払い戻しをし、直後に払い戻した現金を送金する取引（特に、払戻口座と異なる名義にて送金を行う場合）
9. 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引（特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合）
10. 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引（特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合）
11. 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）」に示された事例に該当する取引
12. その他、当金庫が「疑わしい取引」と判断する取引

以上